

昭和二十一年 第一号

例規

接受
昭和二十一年十一月十一日
起案
昭和二十一年十一月十一日

決判
二月二日
施行
三月二日

洋紙同漢用紙

次

官

産業復興局長
財務局長
秘書課長
官



臨時資金調整法関係事務の取扱範囲に属する件

案

の

商

工

省

日本標準規格 B5 182×257 397 43604

めくれず

96

年十二月二日

各省新設商工次官

(寫) 省内各局長

本件新設商工次官

標記の件に關し別紙の通り定められたから命に依つて通牒する

而本件實施の期日は決定次第通知する

尚貴局管下の都道府縣に對し本件事務取扱に關して組織なきよう充分御指導願ひたい

(送付先、各地方商工局、地方廳)

397 43605

五

命
依

二 事 需 省

（送付先）
各地方商工局、地方廳
（軍需省）

397 43607

臨時資金調整法關係事務の取扱範圍に關する件

昭和二十一年十一月五日
臨時資金審査委員會決定

一 中央に於て處理するもの

A、資本金一千萬圓以上の會社の設立、資本増加、合併（資本増加又は合併に因り一千萬圓以上となる場合を含む）、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更。

尙左に掲げるものは中央に於て取扱ふものとする。

(イ) 主として海運業（機帆船運航業を除く）、船舶救難業、造船造機業、船用品業又は倉庫業を営む資本金五百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。

(ロ) 主として木船海運業（機帆船運航業を含む）、又は木船造修業を営む資本金百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。

(ハ) 主として醫藥品及び衛生材料品製造販賣業を営む資本金百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。

(ニ) 主として農林省所管に屬する事業を営む資本金百萬圓以上の會社の

(A)に關するもの。但し別表に掲げる事業を営む會社に付いては資本金の如何に拘らずすべて中央に於て取扱ふものとする。

(ホ)主として土木建築請負業、肥料製造業、鐵道車輛製造業、鐵道車輛部分品製造業又は鐵道信號保安裝置製造業を営む會社の(A)に關するもの。

(ヘ)制限會社の(A)に關するもの。
(ト)令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲しないもの。

B、資本金一千萬圓以上の會社の事業設備の新設、擴張又は改良、及び資本金一千萬圓未満の會社並に會社以外のものの一件の金額五百萬圓

以上の事業設備の新設、擴張又は改良。

(イ)主として醫藥品及び衛生材料品製造販賣業を営むものであつて、資本金百萬圓以上の會社に關するもの、及び資本金百萬圓未満の會社並に會社以外のものの一件の金額五十萬圓以上のもの。

(ロ)主として農林省所管に屬する事業を営むものであつて直接生産に供用すべき設備に關しては一件の金額百萬圓以上のもの。但し別表に

掲げる事業を営むものに關しては金額の如何に拘らずすべて中央に於て取扱ふものとする。

(ハ) 主として左の事業を営むもの。

a、土木建築請負業

b、肥料製造業

c、鐵道車輛製造業

d、鐵道車輛部分品製造業

e、鐵道信號保安裝置製造業

(ニ)

農林省所管の特殊法人にして全日本を區域とするもの（全國農業會、農林中央金庫、中央水産業會、日本林業會、日本蠶糸業會等）に關するもの。

(ホ) 制限會社に關するもの。

(ヘ) 令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲しないもの。

ニ、地方に於て處理するもの。

A、資本金百萬圓以上一千萬圓未滿の會社の設立、資本増加、合併（資

本増加又は合併に因り資本金百萬圓以上一千萬圓未満となる場合を含む、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更。

尚左に掲げるものは地方に於て取扱ふものとする。

(イ) 主として海運業（機帆船運航業を除く）、船舶救難業、造船造機業、船用品業又は倉庫業を営む資本金五百萬圓未満の會社の(A)に關するもの。

(ロ) 主として木船海運業（機帆船運航業を含む）、木造船業を営む資本金百萬圓未満の會社の(A)に關するもの。

(ハ) 主として運輸省所管に屬する陸運關係事業を営む資本金百萬圓未満の會社の(A)に關するもの。

(ニ) 主として鑛業、砂鑛業を営む資本金百萬圓未満の會社の(A)に關するもの。

(ホ) 令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲したもの、資本金百萬圓以上一千萬圓未満の會社の事業設備の新設、擴張又は改良、及び資本金百萬圓未満の會社並に會社以外のものの一件の金額

五十萬圓以上五百萬圓未滿の事業設備の新設、擴張又は改良。

尙左に掲げるもの地方に於て取扱ふものとする。

(イ) 主として海運業（機帆船運航業を除く）、船舶救難業、造船造機業、船用品業又は倉庫業を営む資本金五百萬圓未滿の會社の一件の金額五百萬圓未滿のもの。

(ロ) 主として木造船運業（機帆船運航業を含む）、木造船業を営む資本金百萬圓未滿の會社の一件の金額五百萬圓未滿のもの。

(ハ) 主として運輸省所管に屬する陸運關係事業を営む資本金百萬圓未滿の會社の一件の金額五百萬圓未滿のもの。

(ニ) 主として鑛業、砂鑛業を営むものに關するもの。

(ホ) 令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲したもの。

三、都道府縣單位に於て處理するもの。

A、資本金百萬圓未滿の會社の設立、資本増加、合併、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更。但し中央又は地方に於て取扱ふものを除く。

裏面白紙

ハ、資本金百萬圓未滿の會社及び會社以外のものの一件の金額五十萬圓未滿の事業設備の新設、擴張又は改良。但し中央又は地方に於て取扱ふものを除く。

四 地方又は都道府縣單位に於て處理する事項中重要なものについては中央又は地方に於て處理することが出来るものとする。

附則

本件實施の期日は臨時資金審査委員會幹事會に於て決定するものとする。

397 43613

103

別表

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 一 肥料販賣 | 二 農 業 |
| 三 單板及合板 | 四 漁船（船の長さ十五米未満のものを除く） |
| 五 漁網綱 | 六 冷凍製氷 |
| 七 飼 料 | 八 墨罐詰 |
| 九 味噌醬油（代用醬油を含む） | 一〇 アミノ酸 |
| 一一 煉粉乳 | 一二 動物油脂 |
| 一三 製粉（單一工場に付能力二〇馬力未満のものを除く） | 一四 精麥（單一工場に付能力一〇馬力未満のものを除く） |
| 一五 澱粉製造 | 一六 製パン用イースト製造 |
| 一七 諸類加工 | 一八 農地開墾（三〇町歩未満のものを除く） |

裏面白紙

397 43614

秘

昭和二十一年十一月

臨時資金調整法關係
事務の取扱範圍に關する件

日本銀行

392 43615

通號
の實
以七
に歩
本金
も企
しも中
である
企業
めて、

392 43622

~~392 43615~~

105

臨時資金調整法關係事務の取扱範圍に關する件

(昭和二一、一一、五)
臨時資金審査委員會決定

一、中央に於て處理するもの

A、資本金一千萬圓以上の會社の設立、資本増加、合併(資本増加又は合併に因り一千萬圓以上となる場合を含む)、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更。

尙左に掲げるものは中央に於て取扱ふものとする。

(イ)主として海運業(機帆船運航業を除く)、船舶救難業、造船機械業、船用品業又は倉庫業を営む資本金五百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。

(ロ)主として木船海運業(機帆船運航業を含む)、又は木船造船業を営む資本金百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。

(ハ)主として醫藥品及び衛生材料品製造販賣業を営む資本金百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。

(ニ)主として農林省所管に屬する事業を営む資本金百萬圓以上の會社の(A)に關するもの。但し別表に掲げる事業を営む會社に付いては資本金の如何に拘らずすべて中央に於て取扱ふものとする。

39マ 43616

通 號
の 實
以 上
に 步
本 金
も 企
も 中
ある。
企業
て、

39マ 43622

~~39マ 43616~~

105

- (ホ)主として土木建築請負業、肥料製造業、鐵道車輛製造業、鐵道車輛部分品製造業又は鐵道信號保安裝置製造業を営む會社の(A)に關するもの。
- (ヘ)制限會社の(A)に關するもの。
- (ト)令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲しないもの。
- B、資本金一千萬圓以上の會社の事業設備の新設、擴張又は改良、及び資本金一千萬圓未満の會社並に會社以外のものの一件の金額五百萬圓以上の事業設備の新設、擴張又は改良。
- 尙左に掲げるものは中央に於て取扱ふものとする。
- (イ)主として醫藥品及び衛生材料品製造販賣業を営むものであつて、資本金百萬圓以上の會社に關するもの、及び資本金百萬圓未満の會社並に會社以外のものの一件の金額五十萬圓以上のもの。
- (ロ)主として農林省所管に屬する事業を営むものであつて直接生産に供用すべき設備に關しては一件の金額百萬圓以上のもの。但し別表に掲げる事業を営むものに關しては金額の如何に拘らずすべて中央に於て取扱ふものとする。
- (ハ)主として左の事業を営むものに關するもの。
- ア、土木建築請負業

397 43617

- イ、肥料製造業
- ロ、鐵道車輛製造業
- ハ、鐵道車輛部分品製造業
- ニ、鐵道信號保安裝置製造業
- (ニ)農林省所管の特殊法人にして全國を區域とするもの(全國農業會、農林中央金庫、中央水産業會、日本林業會、日本蠶糸業會等)に關するもの。
- (ホ)制限會社に關するもの。
- (ヘ)令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲しないもの。
- 二、地方に於て處理するもの
- A、資本金百萬圓以上一千萬圓未満の會社の設立、資本増加、合併(資本増加又は合併に因り資本金百萬圓以上一千萬圓未満となる場合を含む)、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更。
- 尙左に掲げるものは地方に於て取扱ふものとする。
- (イ)主として海運業(機帆船運航業を除く)、船舶救難業、造船機械業、船用品業又は倉庫業を営む資本金五百萬圓未満の會社の(A)に關するもの。
- (ロ)主として木船海運業(機帆船運航業を含む)、木造船業を営む資本金百萬圓未満の會社の(A)に

397 43618

通 號
の 實
以 上
に 步
本 金
も 企
し 中
ある
企業
め、

397 43622

~~397 43615~~

めくれず

關するもの。

(ハ)主として運輸省所管に屬する陸運關係事業を営む資本金百萬元未満の會社の(A)に關するもの。

(ホ)主として鑛業、砂鑛業を営む資本金百萬元未満の會社の(A)に關するもの。

(ホ)令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲したもの。

B、資本金百萬元以上一千萬元未満の會社の一件の金額五百萬元未満の事業設備の新設、擴張又は改良、及び資本金百萬元未満の會社並に會社以外のものの一件の金額五十萬元以上五百萬元未満の事業設備の新設、擴張又は改良。

尙左に掲げるものは地方に於て取扱ふものとする。

(イ)主として海運業(機帆船運航業を除く)、船舶救難業、造船造機業、船用品業又は倉庫業を営む資本金五百萬元未満の會社の一件の金額五百萬元未満のもの。

(ロ)主として木船海運業(機帆船運航業を含む)、木造船業を営む資本金百萬元未満の會社の一件の金額五百萬元未満のもの。

(ハ)主として運輸省所管に屬する陸運關係事業を営む資本金百萬元未満の會社の一件の金額五百萬元未満のもの。

(ニ)主として鑛業、砂鑛業を営むものの一件の金額五百萬元未満のもの。

(ホ)令第六條、第六條ノ三に該當する事項中地方の官廳に委譲したもの。

三、都道府縣單位に於て處理するもの

A、資本金百萬元未満の會社の設立、資本増加、合併、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更。但し中央又は地方に於て取扱ふものを除く。

B、資本金百萬元未満の會社及び會社以外のものの一件の金額五十萬元未満の事業設備の新設、擴張又は改良。但し中央又は地方に於て取扱ふものを除く。

四、地方又は都道府縣單位に於て處理する事項中重要なものについては中央又は地方に於て處理することが出来るものとする。

附則

本件實施の期日は臨時資金審査委員會幹事會に於て決定するものとする。

397 43620

397 43619

五

通 號
實 質
以 上
に 步
本 命
も 企
し 中
ある。
企業
めて、

397 43622

~~397 43615~~

105

別表

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 一、肥料販賣 | 二、農業 |
| 三、單板及び合板 | 四、漁船
(船の長さ十五米未満のものを除く) |
| 五、漁網網料 | 六、冷凍製氷 |
| 七、飼料 | 八、罐詰 |
| 九、味噌醬油
(代用醬油を含む) | 一〇、アミノ酸 |
| 一一、煉粉乳 | 一二、動植物油脂 |
| 一三、製粉
(單一工場に付能力二〇〇バレル未満のものを除く) | 一四、精麥
(單一工場に付能力一〇馬力未満のものを除く) |
| 一五、澱粉製造 | 一六、製パン用イースト製造 |
| 一七、諸類加工 | 一八、農地開墾
(三〇〇町歩未満のものを除く) |

六

397 43621

て、企業
ある。
しも中
も企
本命
に歩
以ヒ
の實
號通

397 43622

~~397 43615~~

105

秘

臨時資金調整法關係事務の取扱範圍に
關する件説明

二、一、五
商工省商務局

第一 總括的説明

臨時資金調整法關係事務の取扱ひについては、昭和二十年六月二日附二〇總第一七一〇號通牒によつて、相當大巾に從來地方商工局に委託して來たのであるが、企業再建整備措置の實施に伴つて設置せられる中央の經濟整備委員會の事務取扱ひ範圍が概ね資本金壹千萬圓以上の會社及び制限會社に關するものとなつてゐるので、臨時資金調整法關係事務も、これに歩調を合せると共に、都道府縣に經濟再建整備委員會が設置せられ概ね制限會社でない資本金百萬圓未満の會社の企業再建整備に關する事務を取扱ふこととなり、都道府縣においても企業の財務方面を審査できる機構が整備されたので、臨時資金調整法關係事務の中必ずしも中央及び地方において處理する必要のないものを、新にこれに取扱はせることとしたのである。但し今回の都道府縣に對する事務取扱ひの委託は、あくまでも暫定的な措置であつて、企業再建整備措置の實施が完了し、或ひは地方企業復興の性格が明確になつたときには更めて、都道府縣に取扱はせることが適當であるかどうかを審議することになつてゐる。

397 43622

~~397 43615~~

105

第二 細目的説明

一、中央において處理するもの

A 中央においては従來臨時資金調整法第二條（有價證券の應募、引受若は募集の取扱を除く）第四條及第四條ノ二に係はるものであつて、

（イ）資本金五千萬圓を超ゆる會社の設立（新立合併を含む）

（ロ）會社の資本増加又は第二回以後の株金の拂込増資にして金額五千萬圓を超ゆるもの

（ハ）會社の合併にして被合併會社の資本金五千萬圓を超ゆるもの

を取扱ひ、右以外のものは地方において處理することと定められてゐたのであるが、今

（ロ）右の地方取扱範圍の中で、資本金一千萬圓以上五千萬圓以下の會社の設立、増資（増

資後一千萬圓以上となる場合を含む）、合併（合併後一千萬圓以上となる場合を含む）、

第二回以後の株金の拂込増資及び資本金一千萬圓以上の會社の目的變更を、中央におい

て處理することに改められたのである。

（ロ）陸、海陸會社に關するもの及び主として肥料製造業を営む會社に關するものは聯合軍司令部との關係等を考慮し、又主として土木建築請負業を営む會社に關するものは、從來

の方針通り、資本金の如何に拘はらず中央において處理することに定められたのである。
尙主として電氣事業並びに瓦斯事業を営む會社及び特別法により設立せられた會社に關するものは、從來通り官廳間の協議を要するので、臨時資金調修法第六條及び第六條の三に該當するものとして、凡て中央において處理することとなつてゐる。

B 事業設備の新設擴張又は改良については從來中央においては、一件の金額五千萬圓を超えるもの（但し現物出資又は抵当設備の買収によらないで爲す新設擴張又は改良については、その金額五百万圓を超えるもの、以下同様とする）を取扱ふことになつてゐたのであるが、今回資本金一千萬圓以上の會社の事業設備の新設擴張又は改良は、金額の如何を問はず、すべて中央において處理することに改正せられた。これは、資本金一千萬圓以上の會社は從來の方針によれば、一件の金額五千萬圓を超えるときは、中央に申請書を出し、一件の金額五千萬圓以下のときは、地方に申請書を提出してゐたのであるが、これは主務大臣の關に於いても、申請者の事業計畫を統一的に審査できないと同時に申請者の側においても手續上不便であるので、今回のやうに窓口を一本に改めることにしたのである。

次に、資本金一千萬圓未満の會社並びに信託以外のものの一件の金額五百万圓以上の事業設備の新設擴張又は改良は、概ね從來と同様に中央において處理することとなつてゐる。

唯制電會社に關するもの及び主として肥料製造業又は土木建築の請負業を営むものに限るものは、(A)において述べたと同様の理由によつて、金額の如何に拘はらず中央において處理するを適當とするのである。

尙主として電氣事業並びに瓦斯事業を営むもの及び特別法によつて設立せられた會社の事業設備の新設擴張又は改良は、(A)に述べた如く、從來通り官廳間の協議を要するので凡て中央において處理することになつてゐる。

三 地方に於て處理するもの

A 従来地方においては前述の如く概ね資本金五千萬圓以下の會社の設立、増資、合併、第二回以後の株金の拂込催告及び目的變更を取扱ふことに定められてゐたのであるが、今回右の取扱範圍の中から、資本金一千萬圓以上の會社に關するものは前記一の(A)に述べたやうに、中央において處理することとなり、又資本金五百万圓未満の會社に關するもの

397 43624

397 43625

106

のは都道府縣において處理することとなつたので、結局地方においては、資本金百萬圓以上一千萬圓未滿の會社の設立、増資（増資後百萬圓以上一千萬圓未滿となる場合を含む）、合併（合併後百萬圓以上一千萬圓未滿となる場合を含む）、第二回以後の株金の拂込増資及び目的變更を取扱ふことと定められたのである。

唯主として鑛業又は砂鑛業を営むものは、たとへ資本金百萬圓未滿の會社であつても、都道府縣で取扱ふことは不適當であるので、地方において取扱ふこととなつてゐる。

尙制限會社、主として土木建築調貨業、肥料製造業、電氣事業又は瓦斯事業を営む會社及び特別法によつて設立された會社に關するものは、中央において處理するから地方に譲られないことは言ふ迄もない。

B 事業設備の新設備張又は改良については、從來地方においては、一件の金額五千萬圓以下のものを取扱ふことになつてゐたのであるが、今回資本金百萬圓以上一千萬圓未滿の會社の事業設備の新設備張又は改良については、中央において處理することと定められてゐる。一件の金額五百萬圓以上のものを除き、概ね從來通りすべて地方において取扱ふこととなつたのである。これらの會社の一件の金額五十萬圓未滿の事業設備擴張又は

改良が、都道府縣の取扱範圍に譲られないのは、前記一のBにおいて述べたやうに主務大臣及び申請者双方の便宜のために窓口を一本に集約したからである。

次に資本金百萬圓未滿の會社並びに會社以外のものの事業設備の新設備張又は改良については、從來一件の金額五千萬圓以下のものは、すべて地方において取扱つてきたのであるが、今後は右の取扱範圍の中から一件の金額五十萬圓未滿のものは、都道府縣の取扱範圍に譲られたから結局地方においては、一件の金額五十萬圓以上であつて五百萬圓未滿のものを取扱ふことに改正されたのである。

元。その日の日。昭和二十一年十一月。日と記してあるから昭和二十一年に當つて
その日やうそれまでに充分の準備をして置かねばならぬ。

397 43630

109

裏面白紙